

佐賀県トライアル発注制度実施要綱

1 目的

厳しい経済・雇用情勢の中で、県内の中小企業等は、優れた技術や製品、材料、役務等（以下「製品等」という。）を開発しているものの、販路の開拓に苦慮している企業が多い。

このため、県内の中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、また、使用後は当該製品等の有用性を評価し、官公庁での受注実績をつくることにより、県内中小企業等の販路の開拓を支援し、もって県内企業の育成を図ることを目的とする。

2 対象となる製品等

発注の対象となる製品等には、一般枠とテクノロジー枠を設け、各々次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 一般枠

ア 県内に主たる事業所を有する中小企業等が開発した製品等であること。

ただし、災害対策に資さない食品及び飲料は除く。

イ 県の機関での受注実績が少なく、市場での流通が十分でないこと。

ウ 市場性が見込まれる製品等であると認められ、次に掲げる要件のいずれかに適合すること。

(ア) 新規性・独創性が認められること。

(イ) 優れた製品特性を有し、環境対応、省エネ、省資源等県の行政目的の実現に有効であると認められるものであること。

エ 県の機関が調達し、又は県の機関における用途が見込まれる品目であること。

(2) テクノロジー枠

ア AI・IoTなどの技術を活用した製品等であること。

イ 県内に主たる事業所を有する企業等が、開発や導入支援を行う製品等であること。

ウ 県の機関での受注実績が少なく、市場での流通が十分ではないこと。

エ 市場性が見込まれる製品等であること。

オ 県の機関が調達している、又は県の機関における事務・事業遂行上の用途が見込まれる製品等であること。

3 トライアル発注委員会

トライアル発注制度を実施するに当たり、製品等の募集、選定、評価等について、適正かつ円滑な運営を図るため、佐賀県トライアル発注委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

4 実施方法

トライアル発注における製品等の募集、選定、評価については、次のとおり実施する。

- (1) トライアル発注の対象となる製品等は、県のホームページ等を活用し、広く募集を行う。募集に当たっては、応募者が当該製品等の特性等を提案するものとする。
- (2) 委員会は、応募された製品等の製品特性等を審査し、トライアル発注の対象となる製品等を選定する。
- (3) 県の機関は、選定された製品等を必要に応じて発注する。ただし、この制度に基づき県の機関が発注するのは1回限りとする。
- (4) 委員会は、当該製品等を発注した県の機関の意見等を基にして、使用者の立場からその有用性等について評価を行い、当該事業者に報告する。
- (5) 受注した事業者は、製品等の評価においてその有用性を認められた場合には、県の機関からの受注実績として掲げることができるものとする。

5 製品等に関する公表

トライアル発注における製品等に関する情報の公表については、次のとおり取り扱う。

- (1) 応募段階では、応募された製品等に関する個々の情報は公表しない。
- (2) 県の機関において選定し発注する製品等に関する情報(製品名、事業者名、製品特性等)は公表する。
- (3) 「2 対象となる製品等」の「(4) 県の機関が調達し、又は県の機関における用途が見込まれる品目であること。」のみを満たさずに発注に至らなかった場合で、応募企業が希望する場合は、製品等に関する情報(製品名、事業者名、製品特性等)を公表する。
- (4) 県の機関において発注した全ての製品等に係る評価結果(製品名、事業者名、製品特性、価格、使用後の評価等)は公表する。

6 その他

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。